

西戸崎保育園 の しおり（重要事項説明書）

〈平成29年10月1日現在〉

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 福岡たちばな会
代表者氏名	理事長 迎 絹代
法人の所在地	福岡県福岡市東区西戸崎4丁目18番32号
法人の電話番号	092-603-0447
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 保育所の経営

2 事業の目的・・・児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うこと。

3 保育方針 ～めざす子ども像～

- (1) 心身共に、健康な子ども
- (2) 感性豊かな子ども
- (3) 思いやりの心を持つ子ども

4 保育所の概要

名称	西戸崎保育園
所在地	福岡県福岡市東区4丁目18番32号
電話番号	092-603-0447
法人創立年月日	平成25年2月8日
事業認可年月日	平成25年4月1日
施設長氏名	園長 迎 絹代
利用定員	0歳児 … 20名 1・2歳児 … 40名 3・4・5歳児 … 60名 計120名
職員数	29名
特別保育の実施状況	障がい児保育, 延長保育
職員への研修の実施状況	各自の仕事のレベルを高めるために全ての職員に実施
嘱託医・嘱託医歯科	小児科医:黒田 葉平 パンダ小児歯科医院:劉 中憲

5 開園日・開園時間及び休園日

開園日 開園時間	月曜日～土曜日 7時00分～20時00分
保育標準時間の保育時間	7時00分～18時00分（18時01分～20時00分は延長保育）
保育短時間の保育時間	8時30分～16時30分 （7時00分～8時29分、16時31分～20時00分は延長保育）
休園日	日曜日、国民の祝日、休日、年末年始（12月29日～1月3日）

6 施設の概要

敷地 面積	1536.4 m ²
建物	鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ床面積 760.23m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室 4室 153.99m ² 調理室 28.92m ² 、 保育室・遊戯室 4室 242.38m ² 調乳室 8.00m ² 、 乳幼児用トイレ 3箇所 62.89m ² 屋外遊戯場 727.19m ²

7 職員体制(平成29年10月1日現在)

職名	人数
園長	1人
副園長	1人
主任保育士	1人
保育士	20人
調理員	4人
事務員	1人
嘱託医	1人

8 保護者の負担について

(1) 保育料

保育料は福岡市が決定します。

保育料は納付書・口座振替で、指定金融機関で期限までに納入して下さい。

(2) 実費徴収

保育料のほかに、保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

①絵本代 毎月500～1,000円程度(全園児)

- ②布団乾燥代 一回 1枚 140円(希望者)
- ③帽子・道具代(粘土, はさみなど) 毎年3,000円程度 (1歳児以上)
- ④保護者会費 毎月400円(0・1・2歳児) 毎月500円(3・4・5歳児)
- ⑤主食代(3.4.5歳児) 毎月1,500円

上記のほか、園外保育(遠足等)のバス代など必要な実費については、随時お知らせします。

(3)延長保育料

働く保護者の支援の為、当園では、延長保育を実施しています。
毎月の保育料とは別に費用がかかります。(詳しくは別紙参照)

延長保育料	・・・	5,000円/月・1時間
スポット(単発)	・・・	300円/回・30分 600円/回・1時間

9 給食について

食事は、日々成長する子どもたちにとって大切なものです。よく食べて、よく身体を動かし、よく眠り、よく排泄をすることは、健康な体づくりの基本です。保育園では、年齢にあわせて離乳食や幼児食等、楽しく食事ができるようにいろいろ工夫して調理しています。

西戸崎保育園は、完全給食です。未満児(0.1.2歳児)には、午前と午後に、おやつがあります。以上児(3.4.5歳児)には、午後におやつがあります。

アレルギー除去食について

医師の診断書に基づいて、保護者、園長、主任保育士、担任、調理業務員が連携をとりながら進めていきます。アレルギー除去食依頼書と診断書を提出して下さい。

給食の内容については、毎月の「給食だより」に献立表をのせています。
又、その日の給食を玄関に展示しています。



10 日本スポーツ振興センター災害救済への加入

日本スポーツ振興センターは、保育園における保育中の不慮の事故等に備えて、入園児童が全員加入するものです。事故に対してかかった医療費の一部が給付されます。

加入掛け金の、一部について、同センターの規約により、保育料によって該当される保護者については、年額250円の負担金の納入をお願いすることとなっています。

11 個人情報取り扱いについて

保育活動の掲示でお子さんの写真を使ったり、ビデオを撮ってクラス懇談会などで視聴することもあります。希望されない方は保育園にその旨をお申し出いただきますようお願いいたします。

12 安全保育の体制について

保育園は、お預かりしているお子さんが健康で安全な生活ができるように、園長・主任保育士・保育士・給食担当者・嘱託医・保護者会・地域の関係機関等が連携して適切な運営を行い、「安全保育の体制」を充実しております。それぞれの責任者で点検された内容を検討、改善し、「安全管理」「衛生管理」「健康管理」に努めています。

※保育園には、緊急時非常ボタンを押すだけで110番へ通報できる【非常通報装置・スクールガード110】を取り付けております。

危機管理(地震・火災・台風・水害・不審者)体制について

- ・ 保護者への連絡は、まず保護者会会長、副会長、会計、クラス役員にいたします。その後可能な限り、各家庭に連絡いたします。場合によってはお迎えをお願いすることもあります。
- ・
- ・ 広域避難場所(第二避難場所)への避難が必要な時は、迎えに来る保護者に所在を明らかにするために、必ず正門および、保護者駐車場入り口に行き先を掲示します。
- ・
- ・ 緊急時に利用するため、年度の始めに、保護者に緊急連絡簿と園児引き渡しカードの記入をしてもらいます。大地震等の災害が起きた際には、引き渡しカードに記入されている保護者または代理人に引き渡します。また、保護者のお迎えが困難な場合は、原則園内で園児を保護します。緊急連絡簿の内容に変更が生じた場合は、事務室までお越しく下さい。

災害時の避難場所・緊急時の避難場所は

第一次避難場所・・・西戸崎保育園
第二次避難場所・・・西戸崎小学校

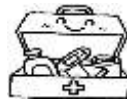


13 苦情解決について

保護者の方からのご意見、苦情などに速やかに対応するため、申し出に対する窓口を設けています。お子さんの保育の内容のこと、職員対応、その他のご意見、苦情等について保育所で解決できるよう対処していきますが、その際、第三者委員の立会いを求める事ができます。また、第三者委員に直接、ご意見、苦情を申し立てることもできます。

苦情解決責任者	園長	迎 絹代
苦情受け付け	保育士	三吉野 晃紀恵 吉松 和美
第三者委員	児童委員・民生委員	柴田 祐子(603-1288)
	児童委員・民生委員	荒木 千恵(201-8038)

14 健康管理について



- (1) 保育園は集団生活の場です。保育園では、お子さんの「健康管理」には特に気を付けていますが、保護者の皆様も、登園時にはお子さんの機嫌や顔色などの健康状態を確認され、毎朝、忘れないようにお子さんの健康状態を、各クラスの「**健康観察表**」に記入して下さい。「**健康観察表**」は、保育園全体のお子さんの健康状態の把握や、感染症の早期発見、事故等の予測や発生後の適切な対応に必要な記録となりますので、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。また、ご家庭で調子が悪かったことなどがありましたら、観察表の記入だけでなく、必ず保育士にお伝え下さい。
- (2) 感染症、その他流行性の病気などは、集団生活上感染率が高いので、早期治療をお願いします。また、必ず医師の許可を受けてから保育園に登園させて下さい。
※子どもの感染症一覧表を別紙で記載しておりますので、ご覧下さい。
- (3) 保育園では嘱託医により、定期健康診断を行ったり、お子さんの健康面や保育園の保健衛生に関しての助言を頂いております。当保育園の嘱託医は、小児科医・黒田葉平先生です。
- (4) 健康な保育園生活が送れるように、従来の「薬の取り扱い」に加えて、発熱や下痢、また、アレルギー症状などに関しても、福岡市医師会・保育所(園)・幼稚園との検討委員会でのと

りまとめにもとづいた対応を行います。

※薬の服用が必要なときは、病院の投薬情報書が必要です。投薬情報書を添えて保育園の与薬依頼書に記入して預けてください。(詳細は別表を参照)

※病気回復期などのお子さんで、保育園での日常保育や集団生活が困難な場合は【乳幼児健康支援一時預かり事業】があります。

東区は、植山小児科医院・・・ 東区若宮 5-20-8 TEL 681-4515

ならざき小児科医院・・・ 東区和白 5-7-15 TEL 605-7377

- (5) 歯科健診(1・2・3・4・5歳児)、尿検査(4・5歳児)を行っています。結果は、全員にお知らせします。なお、陽性のおさんは、小児科・泌尿器科等に相談されるようお願いします。4ヶ月、10ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児健診、予防接種等は、母子手帳、市政だよりを参考にしてください。予防接種や健診を受けられましたら、担任にお知らせ下さい。

15 虐待についての対応

虐待の対応につきましては、福岡市作成の「子ども虐待防止のためのマニュアル」に沿って行っております。心配なことがありましたら保育所または下記にご相談下さい。





電話相談 東区保健福祉センター (TEL645-1082)
こども総合相談センター (TEL832-7110)
こども虐待防止ホットラインふくおか (TEL738-7404)



16 お問い合わせ

- ・ 朝は9時30分までに登園しましょう。遅くなる時や欠席の場合は、防犯上や給食の関係がありますので、必ず9時30分までに連絡をして下さい。
- ・ 送迎は、保護者が責任をもって行って下さい。保護者以外の方にお迎えを依頼される場合は必ず連絡をして下さい。
- ・ 送迎は必ず保護者駐車場をご利用ください。路上駐車は近隣の方のご迷惑となります。
- ・ 交通事故防止のため、通園の時には十分注意をし、指導をして下さい。
(チャイルドシートを活用しましょう。)
- ・ 保育園日より、お知らせなどは必ず目を通して下さい。
- ・ 緊急連絡票などは、病気、怪我、火災、水害、地震、不審者侵入など以外には活用しません。また、緊急時に必ずご連絡がとれる連絡先をご記入ください。連絡先などが変更になった時は速やかに主任か担任にお知らせ下さい。

【保育園の一日】

0才～2才			3才～5才	
7	登園 合同保育		7	登園 合同保育
8			8	
9	クラス別保育 おやつ	保育の中では、園外保育や運動遊び、製作、リズム遊びなど様々な活動を行っています。	9	クラス別保育
10	設定保育		10	設定保育
11	給食	給食は薄味で、素材そのものの味を生かし、季節の物を取り入れています。アレルギーをお持ちのお子さんにも対応します。	11	給食
12	午睡		12	午睡
13			13	午睡
14			14	
15	おやつ	おやつは、手作りのものが中心です。給食・おやつは毎日展示しています。	15	おやつ 
16	あそび		16	あそび
17	合同保育		17	合同保育
18	延長保育	延長保育のお子さんは、おやつを食べ、各年齢合同で遊びます。	18	延長保育
～			～	
20			20	

*西戸崎保育園では、地域の自然環境を生かし、戸外での活動を多く取り入れています（海岸・砂浜・松林・海浜公園・大岳グラウンド・裸足であそぶなど）。

また、竹馬づくりや門松作り、海中クラブ運動会など地域の方とのふれあいを多く持ち、たくさんの方に子ども達を見守ってもらっています。

*各年齢に応じた絵本のよみきかせを毎日行っています。

*絵本の貸し出しをしています。階段の踊り場に絵本コーナーを設けています。

ぜひご利用ください。

発熱時の対応について

1 家庭で発熱した場合の対応

- (1) 登園前には、子どもの対応に気をつけましょう
発熱、ぐずる、泣く、食欲がない、顔色が悪い、咳や鼻水が出るなどの症状に気づいた時は、早めに主治医を受診しましょう。
- (2) 登園を控える必要がある感染症であるか否か、主治医に診察してもらいます。
同時に「保育園に通っている」事を話し、登園してよいかどうか確かめてください。
- (3) 登園を控えるように指導された場合は、子どもの安静のために、また他の子どもへの感染を防ぐために自宅および病児保育施設で療養してください。

2 保育中に発熱した場合の対応

- (1) 保育中に 38.0℃以上の発熱があると判断した場合は、食欲・機嫌・元気の有無・咳や鼻汁の程度などを観察した後、保護者へ連絡します。その際は、原則として保護者に子どものお迎えをお願いします。
- (2) 軽度の発熱はありますが、全身状態が良好で、その他の症状も軽微であれば、しばらく保育を続けることもあります。ただし、症状の悪化が見られた場合は再度保護者へ子どものお迎えを連絡いたします。

3 病気回復期の登園

- (1) 登園するには、前日は一昼夜解熱(37.5℃以下)していることが大切です。少なくとも前夜は解熱剤を使用せずに解熱している必要があると思われます。前夜まで発熱しており今朝初めて解熱したような場合は、①その後再び発熱する可能性が高いこと、②解熱直後は免疫力も低下しており新たな感染症に罹患しやすいこと、③子どもの体調回復が不十分であること、④他児への感染する可能性があることなどが予想されますので、登園を控えることが望ましい。
- (2) 前日から解熱している場合でも、食欲・機嫌・元気の有無・咳や鼻汁の程度などを考え合わせ、登園させてよいかどうか判断してください。
- (3) 病気が十分に回復したと考えて登園させた場合でも、保育中に再び悪化することがあります。前日の様子や悪化した場合の緊急連絡先などを登園時に必ず伝えてください。

保育園でのくすりの取り扱いについてのお願い

保育園でのくすりの取り扱いについては、原則としてお預かりできないものの、必要な場合に限り、安全に気をつけながらお預かりしておりましたが、くすりによる事故防止のため、このたび福岡市医師会乳幼児保健委員会保育所（園）・幼稚園保健検討会において、くすりについての取り扱いの基本方針がまとめられました。

本園においてはこの基本方針をもとに、今後は以下のように取り扱うこととしております。与薬による事故を防ぎ、児童の健康と安全を守るために、ご協力くださいますようお願いいたします。

I 原則として、保育園ではくすりはお預かりできません。

保育園で、保育士が保護者に代わってくすりをお子さんへ与えることは、事故などいろいろな問題を含んでいますので、原則としてくすりをお預かりできないことになっております。

主治医の先生には医師会から同様の通知が行われており、診察を受ける際は具体的な対処法を可能な限り考えてくださいますので、保育園に通園中であること、園では原則としてくすりを与えられないことを必ず伝え、昼間のくすりについてご相談ください。

II やむを得ない理由の場合、保護者と園との信頼関係において、園の担当者が保護者に代わってくすりを与える場合もあります。

1 園でくすりを与える場合は、安全確保のために、「投薬情報書」（別紙）に必要事項を書いていただき、くすりと「投薬情報書」を担任に渡していただきます。記載漏れなどある場合はくすりを与えられないことがあります。

2 園で与えるくすりは、診察した医師が処方したものに限りです。医師からの「投薬情報書」を添えて提出してください。投薬情報書の有効期限は1週間です。また、投薬情報書を園に提出された際、「与薬依頼票」をご記入いただきます。

3 お子さんが今まで使用したことのない新しいくすりは、園での使用時に発疹や嘔吐など思わぬ副作用が生じる恐れがありますので与えられません。園で預かる場合は、少なくとも一度は保護者が与えたくすりに限ります。

4 以下のような場合は、園ではくすりを与えられないことがあります。

- (1) お子さんが嫌がったり、吐いたりして飲ませられなかった場合
- (2) 水くすりの色が変わったり、濁ったり、性状が変わったと判断されるとき

(3) その他不都合と判断されたとき

- 5 発熱時の解熱剤や抗けいれん剤（けいれん止め）、喘息発作時の気管支拡張剤（発作止め）など、くすりを与える際に園の担当者の判断を必要とするくすりは原則としてお預かりできません。

例外的に、治療上きわめて有用であり、やむを得ず与えなければならない病気をお持ちのお子さんの場合、前もって医師と保護者と園との3者間で十分に相談し緊密な連携のうえで預かる場合もあります。

※ くすりの使用については必ず保護者に連絡し指示を受けた後に行います。

※ それぞれのくすりの有効期限等を保護者は責任を持って把握し、適宜新しいくすりに交換してください。

6 くすりを預かる際の取り決め

- (1) 「食前」「食間」あるいは「3時ごろ」など、くすりを与える時間を指定することはできません。園においてもっともくすりを与えやすい時間（正午から3時まで）での服薬になります。
- (2) 特殊な時間での服薬や、長期間の服薬を希望する場合は、医師と保護者と園の3者間で協議しくすりを預かるか否かを決めます。
- (3) くすりは1回ずつに分けて、当日分のみをご用意ください。
- (4) くすりの袋や容器には、必ずお子さんの名前を記載してください。
- (5) 急性疾患で、園での服薬が2週間を超えた場合は、園から主治医に保護者を通じて、園での服薬の必要性を確認させていただきます。

7 「投薬情報書」について

- (1) 園でくすりを預かる場合には、医師が必要事項を記載し署名した「投薬情報書」が必要です。
- (2) 「投薬情報書」に対して、文書料を請求される場合があります。
- (3) 処方内容に変更がなければ、「投薬情報書」は原則として7日間は有効です。
- (4) 処方内容の変更があれば、新規の「投薬情報書」が必要になります。

※ 投薬情報書は事務室にあります。

下痢をしているときの登園について

乳幼児は種々の原因で下痢をしますが、子どもたちの状態を早期に改善するため、また他児への感染を防止するため、下痢をしている子どもたちについては以下のように取り扱うことになりました。子どもたちの健康を守るためご協力をお願いします。

I 自宅で下痢が始まったとき

- 1 以下の症状がある時は登園を控え、主治医を受診してください。
 - (1) 血便
 - (2) 発熱：昨日から今朝にかけて、 37.5°C 以上の発熱が存在したとき
 - (3) 強い腹痛：常時、あるいは断続的
 - (4) 嘔吐を伴っている場合：脱水症状を伴いやすい
 - (5) 全身状態が悪い：顔色不良、食欲低下、不機嫌
- 2 主治医を受診時には、保育園に通園していることを必ず伝え、登園の可否については主治医の指示に従ってください。

II 保育園で下痢が始まったとき

- 1 以下の症状を伴う場合は、早期に主治医を受診する必要がありますので連絡します。
 - (1) 血便がでたとき
 - (2) 37.5°C 以上の発熱を伴うとき
 - (3) 強い腹痛を訴えるとき
 - (4) 顔色不良、食欲低下、不機嫌など、全身状態が悪いとき
- 2 以下の症状が出た場合には、連絡することがあります。
 - (1) 下痢が2回以上出現したとき
 - (2) 嘔吐を伴っているとき
 - (3) 下痢の量が多いとき
- 3 主治医を受診時には、保育園に通園していることを必ず伝え、登園の可否については主治医の指示に従ってください。

III 下痢の回復期および下痢消失後も便中に細菌が排出されている時の対応

下痢は、大まかに細菌性下痢とウイルス性下痢の2種類に分けられますが、明確に分けられないときもあります。それぞれ対応が異なりますので以下に説明します。

1 細菌性下痢症

- (1) 細菌性下痢症の初期および回復期の対応

細菌性下痢症には、腸管出血性大腸炎（主にO157）、サルモネラ腸炎、カンピロバクター腸炎、細菌性赤痢などの重篤な病気が含まれています。

細菌性下痢症、あるいはその疑いがあると診断されたときには、主治医の許可が出るまで登園は控えてください。回復後は登園可能ですが、最終的には主治医の指示に従ってください。保育園が「登園に関する文書」を必要とする場合、主治医は「登園に関する情報提供書」を発行します。

(2) 細菌性下痢症における無症状保菌者の対応

細菌性下痢症の場合、細菌の種類によっては下痢が改善した後も便中に細菌が排出されていることがあります。このような状態を無症状保菌者と言います。多くの場合は登園可能ですが、保育園において便の処理に特に注意を払う必要がありますので、主治医から「登園は可能だが、まだ細菌の排出がある」と診断された場合は、必ず保育園に届け出をしてください。この場合は、原則として、主治医がその旨を記載した「登園に関する情報提供書」を保育園に提出してください。

(3) 無症状保菌者の「細菌の排出が消失」した場合の対応

無症状保菌者が、その後細菌の排出が消失したと診断された場合も、原則として、主治医がその旨を記載した「登園に関する情報提供書」を保育園に提出してください。

2 ウイルス性下痢症

(1) 発病初期の対応

- 1) 主治医から、ウイルス性下痢症、あるいはその疑いがあると診断された場合、主治医の許可が出るまで登園は控えてもらいます。
- 2) 一般的に以下の場合は、脱水症状を起こすなど状態が悪化しやすいため、登園を控え自宅あるいは病児保育施設での療養が望ましいと思われます。
①下痢症状の強い発病から数日間、②下痢の回数が多いとき、あるいは水溶性下痢で量が多いとき、③頻回の嘔吐を伴っているとき。

(2) 病気回復期の登園と給食

- 1) ウイルス性胃腸炎の回復期で全身状態が改善していれば、軽度の下痢が残っていても登園は可能なこともありますが、最終的には主治医の指示に従ってください。
- 2) この時期はウイルスを排出していることが多く、保育園において排便の処理に特に注意を必要としますので、主治医の指示を保護者が口頭で保育園へ連絡してください。
- 3) 保育園が「登園に関する文書」を必要とする場合は、主治医は「登園に関する情報提供書」を発行しますので、保育園へ提出してください。
- 4) 保育園における下痢回復期の食事に関しては、対応できる範囲で提出します。
- 5) 保育園で下痢用の食事を提供する場合は、その内容に関して保護者と保育園とで話し合うことが必要です。食事に関して細かな配慮を必要とする場合は、登園を控え自宅および病児保育施設での療養してください。
※登園に関する情報提供書はいずれも有料です。

IV 便の取り扱いについて：家庭でのオムツの処理の方法について

病原性大腸菌をはじめとするさまざまな感染症が家庭内で広がらないために、日頃からオムツの処理、手洗いに気をつけましょう。

延長保育について

1、延長保育とは

働く保護者様支援のため、通常の保育時間を超えて、お子様を預かる制度です。

2、延長時間

保育標準時間 18時01分～20時00分

保育短時間 7時00分～8時29分 16時31分～20時00分

3、延長保育料

【月極】 1時間・・・ 5,000円

【スポット】 30分・・・ 300円 1時間・・・ 600円

4、お申込期限

【月極】 前月の25日までに申し込みください。

【スポット】 当日にお申し込みでもかまいません。(口頭、お電話で結構です)

5、お支払方法

【月極】 お申込時に、現金でお支払いください。(延長保育用袋をお渡しします。)

【スポット】 スポット利用月の翌月10日までに現金でお支払いください。

5、延長保育の食事

おやつ、又は軽食は、18時01分に提供します。

6、ご利用の際の注意点

- ・お迎え時間は、登降園システムにより、打刻された時間をもって、お迎えの時間とさせていただきます。
- ・お支払いは、ご利用の翌月に延長利用料金を書面で記したものをお渡しします。
ご利用の翌月の10日までに現金でお支払いください。
- ・その他、ご不明な点については個別にご相談ください。

延長保育申し込み用紙

平成 年 月 日

平成 年 月 分を申し込みます。

(○をつけて下さい。)

1 時間延長

2 時間延長

() 組 児童氏名 ()

-----切り取り-----

領収書

() 様 平成 年 月 分の

延長保育料

1 時間 ￥5,000

2 時間 ￥10,000

を領収いたしました。

西戸崎保育園 園長 迎 絹代

西戸崎保育園

平成29年 年間行事予定表

月 別	行 事 内 容	保 護 者 参 加 行 事
4月	入園・進級式 お花見 定期健康診断 0歳児保育参観・懇談・試食会	0歳児保育参観・懇談・試食会
5月	家庭訪問・個人面談（上旬～） 歓迎遠足 竹馬作り	家庭訪問・個人面談 歓迎遠足
6月	尿検査 歯科健診 1歳児保育参観・懇談・試食会	1歳児保育参観・懇談・試食会
7月	七夕まつり プール開き 2歳児保育参観・懇談・試食会	2歳児保育参観・懇談・試食会
8月	3歳児保育参観・懇談・試食会 平和の会 プール納め 夏のお楽しみ会	3歳児保育参観・懇談・試食会
9月	お月見会 4歳児保育参観・懇談・試食会	4歳児保育参観・懇談・試食会
10月	定期健康診断 海中クラブ運動会 音楽会 運動会 西戸崎小学校運動会参加 芋掘り遠足 鉄道ピクニック	運動会
11月	勤労感謝訪問 七・五・三詣り	
12月	お遊戯会 クリスマス会 門松作り	お遊戯会（以上児）
1月	鏡開き 正月遊び（凧揚げなど） 初詣 お茶会（4.5歳児）	
2月	節分豆まき 5歳児保育参観・懇談・試食会 親子観劇会	5歳児保育参観・懇談・試食会 親子観劇会
3月	ひな祭り お別れ遠足（以上児） お別れ会 卒園式	卒園式（5歳児）
月間行事	避難消火防災訓練・誕生会・発育測定（身長・体重） 絵本の読み聞かせ会・ノーテレビデー（23日） 未就園児子育て支援（ひなたぼっこ） 絵画教室・体育教室・食育の日・人権保育 ※その他、地域行事、小学校や中学校との連携行事有	

同意書

私は、本書面（重要事項説明書）に基づいて西戸崎保育園の利用に当たっての、重要事項の説明を受け、同意します。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： ①

児童からみた続柄：

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的の為に必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 退園や、他の保育所等へ転園する場合において、また、利用区分等の変更がある場合、区や市との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

⑩

児童からみた続柄：